

○春日市新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業における個別接種促進のための支援事業補助金交付要綱

(令和5年6月28日告示第154号)

改正 令和5年8月28日告示第178号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスワクチン接種の実施体制の確保を図るため、個別接種の実施回数等の一定の要件を満たす医療機関等に対し新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施について(令和5年4月28日健発0428第7号厚生労働省健康局長通知)別紙の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱に基づき補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療機関 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所をいう。
- (2) 高齢者施設等 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第27項に規定する介護老人福祉施設、同条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院をいう。
- (3) 個別接種 予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定に基づき医療機関又は高齢者施設等(以下「医療機関等」という。)において実施される新型コロナウイルスワクチン接種(高齢者施設等において実施されるものにあつては、当該高齢者施設等に配置された医師等により当該高齢者施設等の入居者、従業者等に対し行われるものに限る。)をいう。
- (4) 時間外 医療機関の標榜する診療時間以外の時間をいう。
- (5) 夜間 午後6時から翌日の午前0時までの時間をいう。
- (6) 休日 次に掲げる日をいう。
  - ア 日曜日及び土曜日
  - イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日
  - ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金(以下「補助金」という。)の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次条に規定する補助金の交付の対象となる医療機関等を設置し、又は運営する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 春日市暴力団排除条例(平成22年条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(補助の要件)

第4条 補助金の交付の対象となる医療機関等は、市内に所在する医療機関等であつて、別表対象期間の欄に掲げるいずれかの期間において次の各号のいずれに

も該当するものとする。

- (1) 週100回以上の個別接種を4週以上実施していること。
- (2) 100回以上の個別接種を行ったそれぞれの週において、医療機関にあっては時間外、夜間又は休日、高齢者施設等にあっては夜間又は休日において個別接種の実施体制を1日以上用意していること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、週100回以上の個別接種を実施した週に実施した個別接種の回数に2,000円を乗じて得た額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の申請をしようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、別表対象期間の欄に掲げる当該申請に係る個別接種を実施した期間の区分に応じ同表申請期限の欄に定める日までに春日市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進のための支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)を次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書(様式第2号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、速やかに補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかにその内容を春日市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進のための支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第8条 市長は、第7条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の額の算定の基礎となった個別接種の実施に当たり不正な行為があったとき。
- (3) 暴力団を利することとなると認められたとき。
- (4) この要綱若しくは予防接種に関する法令等又はこれらに基づく市長の指示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、速やかに春日市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進のための支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(保管)

第10条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る医療機関等が第4条第1項の規定に該当することを証する書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の

翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(権利の譲渡又は担保の禁止)

第11条 補助金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第12条 この要綱に規定するもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、春日市補助金等の交付に関する規則(平成19年規則第21号)に定めるところによる。

附 則

この告示は、令和5年7月1日から施行し、令和5年5月1日から適用する。

附 則(令和5年8月28日告示第178号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第4条・第6条関係)

対象期間	申請期限
令和5年5月1日から令和5年7月2日まで	令和5年7月31日
令和5年7月3日から令和5年9月3日まで	令和5年9月29日
令和5年9月4日から令和5年11月5日まで	令和5年11月30日
令和5年11月6日から令和5年12月31日まで	令和6年1月31日

様式第1号(第6条関係)

春日市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進のための支援事業補助金交付申請書兼請求書

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書

[別紙参照]

様式第3号(第7条関係)

春日市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進のための支援事業補助金交付(不交付)決定通知書

[別紙参照]

様式第4号(第8条関係)

春日市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進のための支援事業補助金交付決定取消通知書

[別紙参照]